

# 号外第24号

平成19年 (2007年) 7月4日 〒 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 発行所 金沢市役所 (題字 山出金沢市長)

 I 次 ページ 改正する条例 (教育総務課) 4 ●条 例 ○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 ○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 の制限に関する条例の一部を改正する条例 例の一部を改正する条例 (広報広聴課) 1 (建築指導課) ○政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の ○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部 公開に関する条例の一部を改正する条例 を改正する条例 (企業総務課) (総 務 課) ○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 1 ○金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関す 改正する条例 (消防総務課) 6 る条例の一部を改正する条例 (職員課) 2 ●規 則 ○金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の ○農林業等に関する補助金交付規則の一部を改 給与の種類及び基準を定める条例の一部を改 正する規則 (農業総務課) 7 正する条例 ( ") ●告 示 ○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 ○妊産婦、3歳未満児健康診査実施要綱の一部 (税 務 課) 3 改正について (保健衛生課) 7 ○金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部を

条 例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

# ◎金沢市条例第35号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第36号

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例(平成7年条例第59号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除 く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯 金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改 め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定(同 項第4号に係る部分を除く。)は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律 第65号)の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯 金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯 金を除く。)は、預金とみなす。

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第37号

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次 のように改正する。

第2条第1項第16号中「12,700円」を「12,600円」に改め、同項第17号中「11,200円」 を「11,100円」に改め、同項第18号中「10,700円」を「10,600円」に改め、同項第19号中 「10,800円」を「10,700円」に改め、同項第20号中「9,600円」を「9,500円」に改め、同 項第21号中「8,900円」を「8,800円」に改める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の 例による。

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

保 金沢市長 山 出

#### ◎金沢市条例第38号

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一 部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に、「第2号に規定する失業保険金」を「同号に規定する基本手当」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者にあっては、6月以上)」に改め、同条第17項中「又は船員保険法(昭和14年法律第73号)」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「6月以上」を「12月以上(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあっては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に改める。附則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市職員退職手当 支給条例第9条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行 する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第9条第1項及び第3項の 規定並びに第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 15条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、 同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第9条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月4日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第39号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第35条の5第2項中「(郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和24年法律第 213号)第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。)を含む。)」を削る。

第118条第2項中「、第36項又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に改める。

附則第19条中「若しくは第55項」を「、第55項若しくは第57項」に、「第37項」を「第 36項から第38項まで」に改める。